

新型コロナウイルス感染症（外国人の在留関連書類の期限の扱いに関する内務省令の発表）

9月8日、外国人が当国に滞在するにあたって必要な各種書類の期限の扱いについて定めた8月25日付内務省令第233/20号が9月4日付官報で公表されたところ、概要次のとおり。

【ポイント】

アンゴラ国外にいてアンゴラに戻れていない在留外国人の滞在に関連する書類や、アンゴラ国内にいて出国できない外国人の観光・短期滞在査証の有効期限が、本内務省令により2020年12月31日まで延長された。

【本文】

1. 前文

災害事態宣言下での一時的例外措置の更新を定めた8月7日付大統領令第212/20号による国境封鎖に伴い、在留外国人のアンゴラへの帰国及び、短期滞在査証乃至査証免除を受けている外国人の自国への帰国が困難となる事態が発生している。こうした事態から、領土から退避している外国人及び期限切れの短期滞在査証を所持乃至査証免除を受けて領土内に滞在する外国人の法的安全を確保するために有効な措置を講じることを重視し、上記大統領令第34条に定められる内容を施行する観点から、以下を定める。

2. 短期滞在査証の有効期限（第1条）

（1）国境封鎖措置に伴い領土から退去できていない者が所持する、2020年2月28日以降期限切れの観光及び短期滞在査証は、2020年12月31日まで期限を延長する。

（2）上記（1）は、査証免除を受けて領土内に滞在する外国人に適用される。

（3）上記（1）及び（2）に該当する外国人は、当該現行の措置が解除された後、即時出国しなければならない。

3. 外国人の滞在に関連する書類（第2条）

（1）2020年2月28日以降期限切れの在留外国人の滞在に関連する書類は、2020年12月31日まで有効とする。

（2）上記（1）に該当する在留外国人の滞在に関連する書類は、在留許可証、難民認定カード、投資家査証、労働査証、一時滞在査証及び留学査証とする。

（3）上記（1）及び（2）の規定は、アンゴラ国外の外国人の書類に対してのみ適用される。

4. 保証（第3条）

国境検問所所長及び監視にあたるすべての者は、上記規定の適切な適用を遵守する義務を負い、在留許可の更新乃至査証の延長の無作為による罰則は科せられない。

5. 疑問及び遺漏（第4条）

本省令の解釈及び適用の疑問、遺漏は内務大臣により解決される。

6. 解除（第5条）

6月25日付内務省令第186/20号に定められるもので本令に反する規定は解除される。

7. 発効（第6条）

本令は、2020年9月1日に発効となる。